田村市公告第372号

田村の魅力再発見フォトラリー実施業務委託について、公募型プロポーザルにより事業者を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募するので公告します。

令和7年10月27日

田村市長 白石 高司

1 業務概要

(1) 業務名

田村の魅力再発見フォトラリー実施業務委託

(2) 業務内容

別紙「田村の魅力再発見フォトラリー実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

- (4) 契約上限額
 - 1,199,660円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
 - ※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。
 - ※契約上限額を超える提案は受け付けない。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加 表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合 は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱(令和5年田村市告示第49号)による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 福島県内に会社本社の所在地を置いていること。
- (4) 田村市暴力団排除条例(平成24年田村市条例第3号)第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (5) 田村市税を滞納している者でないこと。
- (6) 公告の日から契約締結の日までの間に、福島県から委託業務等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者ではないこと。

- (8) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。
- 3 実施要領等の入手方法

実施要領等については、市のホームページからダウンロードして入手すること。 なお、観光交流課の窓口及び郵送等での配付は行わない。

- 4 質問書の提出
 - (1) 提出期限

令和7年10月31日(金)午後5時(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式1)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。 その際、電子メールの件名の先頭に【田村の魅力再発見フォトラリー実施業務】と記載 すること。

なお、電子メールによる提出後には、必ず電話等で受信確認を行うこと。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

電 話 0247-81-2136

電子メール kanko@city.tamura.lg.jp

(4) 質問に対する回答

随時、電子メールで質問者に回答することとし、市ホームページに掲載する。

- 5 参加表明書等の提出
 - (1) 提出期限

令和7年11月7日(金)午後5時(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。なお、持参する場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

- (4) 提出書類
 - (ア) 参加表明書(様式2) 1部
 - (イ) 参加資格要件確認書(様式3) 1部
 - (ウ) 企業実績調書(様式4) 1部
 - (エ) 市税(法人市民税・固定資産税)の納税証明書の写し 1部 ※市税は、田村市から課税されていなければ添付不要
 - (オ) 直近2年分の決算関係書類(貸借対照表及び損益計算書) 各1部

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年11月10日(月)午後5時(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。なお、持参する場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

- (4) 提出書類
 - (ア) 企画提案書(様式5) 1部
 - (イ) 企画書(任意様式) 10部(正本1部、副本9部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと)
 - (ウ) 見積書(任意様式) 10部((イ)と同様)※見積書は、仕様書に基づく積算内訳を記載すること。
- (5) 企画書の内容

企画書は、目的や仕様書を踏まえ、下記の項目に沿って記載すること。

No.	項目	内容
1	実施内容の企画提案	・閑散期の魅力あるコンテンツの発見につながる企画提案 ・周遊・消費喚起への仕組み ・応募方法の明確化 ・参加者数増加を図るための提案 ・素材の活かし方やインバウンドプロモーション施策の提案 ・その他独自性のある提案
2	実施体制・運営管理	・業務実施体制、運営管理方法
3	広報·情報発信	・広報・情報発信の方法と効果
4	調査・分析	・調査・分析による効果

(6) 企画書作成に係る留意事項

- (ア) 記載するフォントの大きさは、原則11ポイント以上とする。
- (イ) A4版、20ページ以内(片面印刷とする)で作成すること。
- (7) その他
 - (ア) 企画は1社1提案とすること。
 - (イ) 電送、CD-ROM等、電子媒体による提出は受け付けない。
 - (ウ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り認めない。
 - (エ) 参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式6)を提出すること。

7 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

- (ア) 企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、田村の魅力再発見フォトラリー実施業務委託審査委員会が審査し、受託候補者を選定する。
- (イ) プレゼンテーションは1社30分以内(提案の説明20分、質疑応答10分)とする。
 - ※プロジェクターを使用する場合は企画書提出時に申し出ること。 プロジェクターは事務局で準備するが、パソコン等は提案者が持参すること。
- (ウ) 審査は、評価項目を審査委員が審査し、最も評価点の高い提案者を本業務の受託 候補者とする。なお、同点が2社以上となった場合は、参考見積額の低い方を優 先交渉権者として選定する。

(2) 審査実施日及び会場

- (ア) 実施日時 令和7年11月14日(金) ※詳細は後日通知
- (イ) 会 場 田村市役所 ※詳細は後日通知

(3) 審査基準

審査における評価項目、評価事項、配点は、下記のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
① 実施内容の企画提案	 ・閑散期の魅力あるコンテンツの発見につながる企画となっているか。 ・周遊・消費喚起の効果が期待できるか。 ・参加者にとってわかりやすい応募方法になっているか。 ・参加者を増やすための工夫がなされているか。 ・素材の活かし方やインバウンドプロモーションの施策は具体的か。 ・その他、独自性のある提案は本事業の目的を達成するために十分な訴求力があるか。 	60 点
② 実施体制·運営管理	・本事業遂行のために必要な業務実施体制、運営管理は十分か。	10 点
③ 広報·情報発信	・広報・情報発信の方法は効果的か。	10 点
④ 調査・分析	・有効な調査・分析がなされる提案となっているか。	10 点
⑤ 実績	・SNS を活用した事業企画・運営等の実績があるか。 ※企業実績調書(様式4)により1件あたり1点で評価を 行う。(最大5件)	5 点
⑥ 事業費	・5×最も安価な事業者の見積額/当該事業者の見積額 ※小数点以下第1位を四捨五入する。	5 点

(4) 評価点数の集計方法

各委員の持ち点は均一とし、評価点の合計を参加事業者ごとに集計し、その合計点により 順位を決定する。

(5) 受託候補者の選定方法

上記結果をもとに受託候補者を決定する。なお、最高得点者等が基準点(全委員の合計得点の平均が60点以上)を満たさなかった場合及び最高得点者等が評価項目で最低点があった場合において、受託候補者及び次点候補者としての選定を行うかについては委員会において協議を行う。

(6) 審査結果の通知

審査結果は書面で通知するとともに、市ホームページに公表する。

9 その他

(1) 契約

受託候補者を選定し決裁となった場合、改めて見積書を徴収し契約を行う。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。

(3) 資料の使用

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。また、提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(4) その他

受託候補者決定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容を基本 とし、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。

10 問合せ

田村市産業部観光交流課(田村の魅力再発見フォトラリー担当:鈴木)

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電 話 0247-81-2136

電子メール kanko@city.tamura.lg.jp

11 日程

項 目	日 程
公募開始 (プロポーザル公告)	令和7年10月27日(月)
質問書の提出期限	令和7年10月31日(金)
参加表明書等の提出期限	令和7年11月7日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年11月10日(月)
プレゼンテーション審査会	令和7年11月14日(金)